

---

# 第2次五泉市行財政改革大綱

## 五泉市行財政改革実行プログラム

～「限りある資源を有効に活用した行政改革へ」～

---

2012年度～2016年度

(平成24年度)～(平成28年度)

平成24年3月

五泉市



(目次)

第1章：第2次五泉市行財政改革大綱	1
1 はじめに	1
2 これまでの取り組み	2
3 社会経済環境の変化	3
(1) 少子高齢化・現役人口減少社会	3
(2) 市民ニーズの多様化・高度化による行政課題の複雑化	4
(3) 地域の自主性・自立性の拡大	4
4 五泉市の財政状況	4
(1) 歳入内訳の推移	5
(2) 歳出性質別内訳の推移	5
5 大綱策定の目的	6
6 行財政改革に向けての基本的な視点	7
(1) 経営的視点による事業の見直し	7
(2) 効率的で質の高い組織体制づくり	7
(3) 市民との協働によるまちづくりの推進	7
7 推進期間	8
8 大綱の改定	8
9 行財政改革の推進体制	9
第2章：五泉市行財政改革実行プログラム	11
1 計画の位置づけ	11
2 計画期間中の財政収支見込	11
3 改革の目標	12
4 計画の体系	12
5 取り組み項目	14
I. 事務事業の再編・整理等の推進	14
II. 民間委託等の推進	18
III. 組織機構の見直しと人材育成	20
IV. 給与の適正化	23
V. 地方公営企業、その他の特別会計等の見直し	24
VI. 歳入増加策	26
用語集	28

# 第 1 章：第 2 次五泉市行財政改革大綱

## 1 はじめに

本市は、平成 18 年 1 月 1 日に旧五泉市、旧村松町が合併し 7 年目に入りました。この間、足腰の強い行財政基盤を構築するため、平成 19 年 3 月に「五泉市行財政改革大綱<sup>※</sup>」を策定し、「五泉市集中改革プラン<sup>※</sup>」（平成 19 年 3 月策定）や「五泉市定員適正化計画<sup>※</sup>」（平成 19 年 3 月策定、以下「定員適正化計画<sup>※</sup>」という。）等の実施計画に基づき、様々な行政改革を進めてきました。

「五泉市行財政改革大綱・五泉市集中改革プラン<sup>※</sup>」（以下「旧大綱等」という。）は、厳しい財政収支見通しを基に、見込まれる財源不足をいかにして解消するかという観点から、市財政の健全化を主な目的として策定したものです。この間の取り組みにより、財政健全化という点では一定の成果を上げることができましたが、将来にわたって持続可能な安定した行政運営を行っていくためには、更なる行政改革に取り組んでいく必要があります。

この度策定する「第 2 次五泉市行財政改革大綱」（以下「行財政改革大綱」という。）は、これまでの取り組みに加えて、予算や人材などの限りある行政資源を最大限に活用した効率的で質の高い行政運営を目指しています。単なる支出の削減にとどまることなく、官民の連携によるまちづくりを一層推進するなど、市民と行政がそれぞれの役割と責任のもと、公共の分野を担い、支えあっていくことで地域主権<sup>※</sup>時代にふさわしい行財政基盤を確立していきます。

本市では平成 24 年度から「第 1 次五泉市総合計画<sup>※</sup>・後期基本計画」（以下「後期基本計画」という。）がスタートします。行財政改革大綱<sup>※</sup>による行政改革を着実に実施することは、「第 1 次五泉市総合計画<sup>※</sup>」（以下「総合計画」という。）に掲げる市の将来像を実現するための礎となるものと考えます。今後、市民の皆様とともに、職員一丸となって更なる行政改革に取り組み、「人と自然が織りなす創造都市 五泉市」の実現を目指してまいります。

## 2 これまでの取り組み

旧大綱等に基づく行財政改革については、合併後の事務事業の平準化や健全な財政運営を確保するため、「経営的視点での行政活動の推進」「自立性（自己決定・自己責任）が発揮できる行政体制の確立」「市民との協働によるまちづくりの推進」という3つの基本的な方針の下改革に取り組んできました。

具体的な取り組みとしては、定員適正化計画※に基づき平成24年度当初の目標職員数576人を1年前倒しで達成（平成23年度当初567人）し、総人件費の抑制に努めたほか、指定管理者制度※の積極的な活用など、旧大綱等に盛り込まれた事項を計画的に実施し、一定の成果を挙げてきたところです。

その結果、推進期間の5年間における行政改革の財政効果額は22億6千万円となりました。また、「平成23年度における財政調整基金※残高を標準財政規模※の5%（約6億円）以上とする」、「地域振興基金※に係る地方債※発行額を除き、計画期間中の各年度の地方債※残高を旧五泉市と旧村松町を合算した過去の最大残高（232億円）以下とする」の2つの制約条件は達成できる見込みとなりました。

### 集中改革プランの取り組み状況

改革の推進項目	取り組み数	取り組み状況	
		実施	未実施
I. 事務事業の再編・整理等の推進（民間委託等の推進を含む）	22	18	4
II. 定員管理の適正化	3	3	
III. 給与の適正化	8	8	
IV. 地方公営企業、その他特別会計等の見直し	9	6	3
V. 歳入増加策	12	10	2
計	54	45	9

- 平成23年度における財政調整基金※残高を標準財政規模※5%（約6億円）以上とする。→ 平成23年度末の財政調整基金※残高見込み

10億3千1百万円、標準財政規模※の7.9%

- 地域振興基金※に係る地方債発行額を除き、計画期間中の各年度の地方債残高を旧五泉市と旧村松町を合算した過去の最大残高（232億円）以下とする。

→ 平成23年度末の地方債残高見込み 221億5千4百万円

### 3 社会経済環境の変化

#### (1) 少子高齢化・現役人口減少社会

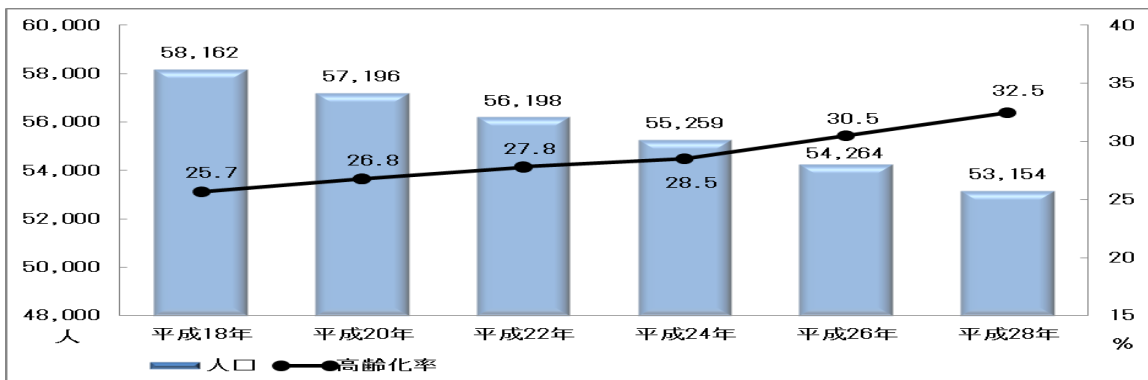
わが国は、急速なスピードで高齢化が進んでおり、平成23年における高齢化率※（人口に占める65歳以上の割合）は総人口の23.4%となっています。

また、新潟県においては、総人口の26.4%、本市は、国・県より高齢化が進んでおり、総人口の28.0%となっています。

本市の総人口は平成23年で55,713人、行財政改革大綱が終了する平成28年には53,154人で2,559人（約4.6%）の人口減少が推計されます。

また、平成28年の年齢3区分別人口割合を見ると、年少人口が11.3%、生産年齢人口※が56.2%、老年人口が32.5%で、平成23年に比べて、年少人口・生産年齢人口※がそれぞれ0.7ポイント、3.3ポイント低下する一方、老年人口が4.0ポイントの上昇が推計されます。

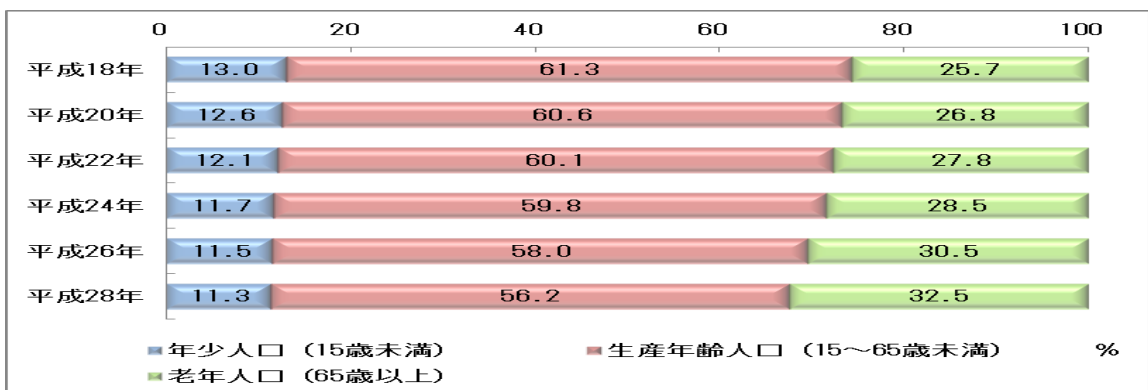
人口及び高齢化の推移



(注)1 平成22年までは住民基本台帳(各年4月1日現在)

(注)2 平成24年からは推計値(コーホート要因法による)

五泉市の年齢3区分別人口割合の推移



(注)1 平成22年までは住民基本台帳(各年4月1日現在)

(注)2 平成24年からは推計値(コーホート要因法による)

## (2) 市民ニーズの多様化・高度化による行政課題の複雑化

地方自治体を取り巻く社会環境は、ICT<sup>※</sup>（情報通信技術）の進展、人口減少（特に生産年齢人口<sup>※</sup>の減少）、超高齢化による人口構造の変化など、これまでにない大きな転換期を迎えています。また、個人の価値観やライフスタイルの変化等により、行政に対する市民ニーズは、より一層複雑多様化しています。さらに、地域主権<sup>※</sup>の進展によって更なる権限移譲が進められています。

このため、従来の行政主導・行政単独による課題の解決が難しくなりつつある一方、福祉、環境、教育、まちづくりなどの幅広い分野において、NPO 法人やボランティア団体などによる活動が近年、急速に活発化してきています。

本市においても、市民自らが地域社会の担い手として積極的に活動する動きが広がっていますが、今後の行政課題に的確、かつ、きめ細かに対応する上で、市民と行政がさらに連携・協働していくことが不可欠となってきています。

## (3) 地域の自主性・自立性の拡大

地域主権<sup>※</sup>改革に関する議論が始まり、地域主権戦略大綱<sup>※</sup>に基づく「義務付け・枠付けの見直しと条例制定権の拡大」、「基礎自治体への権限移譲」、「国の出先機関の原則廃止（抜本的な改革）」、「ひも付き補助金<sup>※</sup>の一括交付金化」など、地域が自らの判断と責任において地域の諸課題に取り組むことができるようにするための改革が進んでいます。

一方で、地方自治体がこのように自主性を持って活動していくにあたっては、自らの判断と責任において行政運営をしていくことが求められます。

これからの行政は、地方分権社会に対応した魅力あふれる地域づくりを進めるため、政策形成過程からの市民参加を推進するなど、市民との協働のまちづくりを進めていく必要があります。

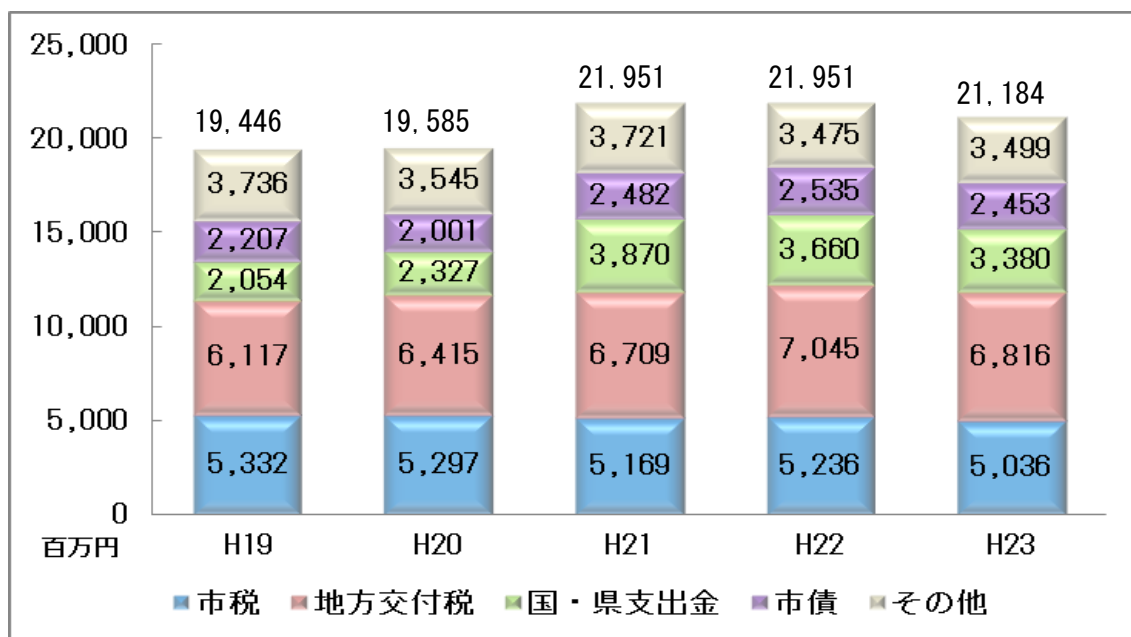
## 4 五泉市の財政状況

五泉市の財政は、生産年齢人口<sup>※</sup>の減少及び地域経済の停滞による個人・法人の所得の減少に伴う市税の減収が続く中、三位一体改革<sup>※</sup>により削減された地方交付税<sup>※</sup>が、政権交代による地域主権<sup>※</sup>改革などにより復元してきたことで歳入の確保が図られました。

一方歳出は人件費の削減を進めてきたものの、扶助費<sup>※</sup>や公債費<sup>※</sup>などの義務的経費<sup>※</sup>や経済対策としての投資的経費が年々増加しています。

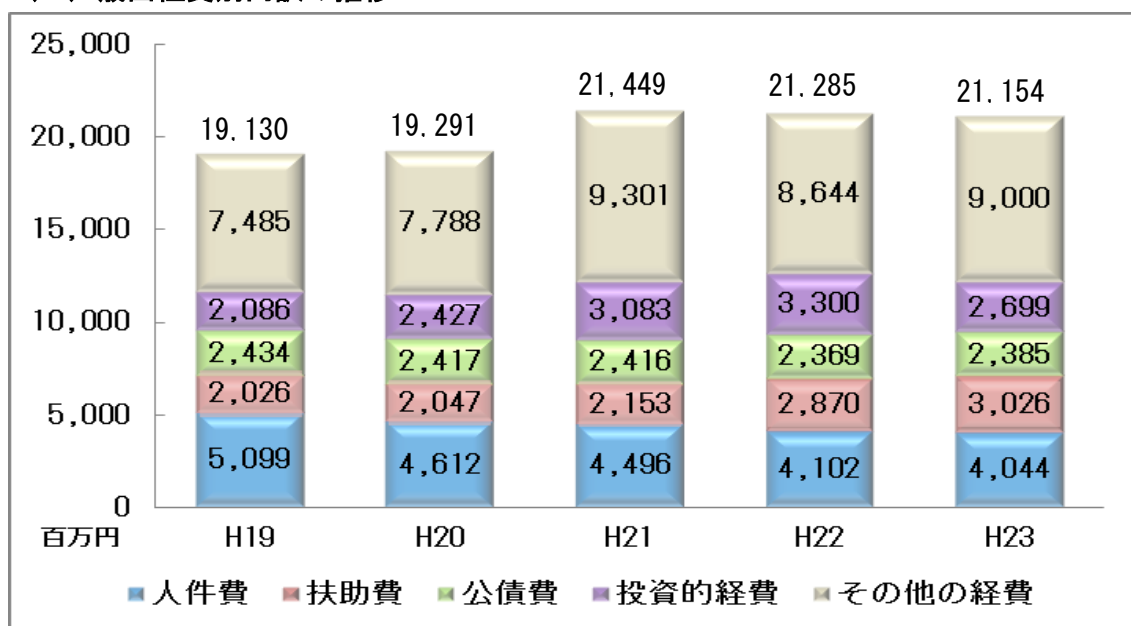
今後は、地方交付税<sup>※</sup>・合併特例債などの合併支援措置が終了することから、行政改革により事務事業の整理を進め、歳入に見合った予算規模に縮小していく必要があります。

### (1) 歳入内訳の推移



(注)1 普通会計<sup>※</sup> H23年度は見込額

### (2) 歳出性質別内訳の推移



(注)1 人件費 職員の給料や議員の報酬など。(注)2 その他の経費 物件費<sup>※</sup>、維持補修費、補助費<sup>※</sup>等など。

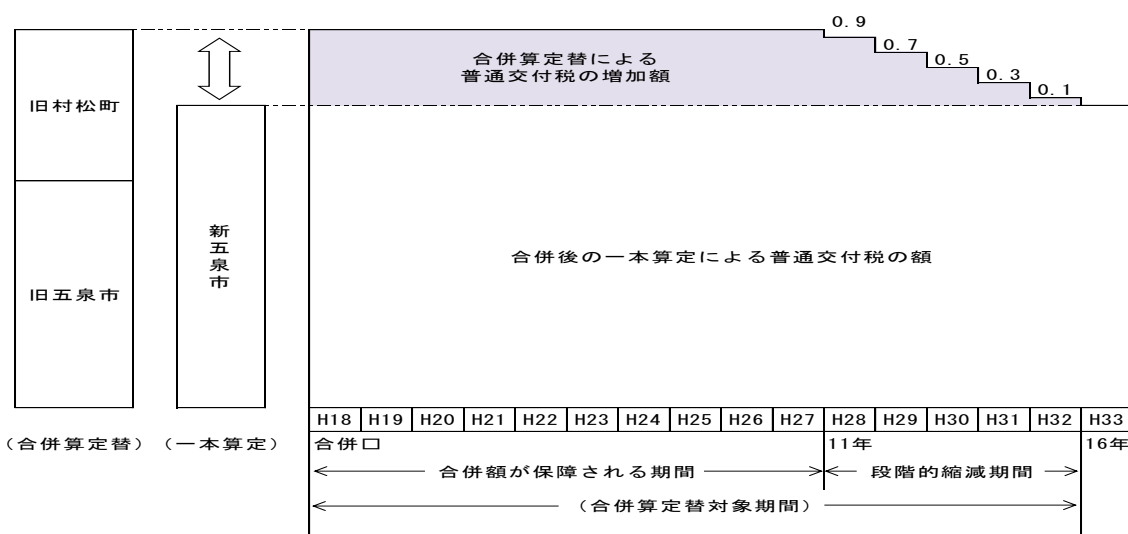
(注)3 普通会計<sup>※</sup> H23年度は見込額

## ◆ 合併支援措置

### ○ 普通交付税<sup>※</sup>算定における特例措置について

合併に伴う地方交付税<sup>※</sup>の額の算定の特例により、合併後 10 か年度は、合併がなかったものと仮定して、合併前の旧市町村ごとに算定した普通交付税<sup>※</sup>の合算額を保証し、合併による普通交付税<sup>※</sup>上の不利益を被ることのないように配慮したものです。

本市は、平成 18 年に合併したので、11 年目の平成 28 年度から段階的に縮減され、16 年目の平成 33 年度から合併後の新市の行政需要に基づく一本算定になります。



(注)1 合併算定替 合併市町村がそのまま存続したものととして算定した額。

(注)2 一本算定 合併後の新市町村として算定した額。

### ○ 合併特例債

合併後新市建設計画<sup>※</sup>に基づいて行う事業に要する経費については、合併年度以降 10 か年度に限り市債をもってその財源とすることができます。この市債を合併特例債といい、元利償還金の 70%が普通交付税<sup>※</sup>として交付されることになっています。

## 5 大綱策定の目的

旧大綱等は、市財政の健全化行政のスリム化、という点では一定の成果をあげましたが、これにより、将来にわたって本市の財源不足が解消されたわけではなく、引き続き厳しい財政状況の中で、財源不足を補ってきたのが実情です。



また、プランに掲げた個々の項目についても多くの取り組みが改革・改善の途上であり、時代の変化に対応した新たな行政運営システムの構築や組織・機構の見直し、職員の意識改革など、今後、更なる改革が必要な項目も残されています。

平成 24 年度からスタートする後期基本計画との整合性を踏まえながら、財政の健全化と充実した公共サービスの実現を目指し、持続可能な行政の推進を図ります。

## **6 行財政改革に向けての基本的な視点**

本市では、旧大綱等に掲げた基本的な方針を継承しつつ、市民目線に立った以下の基本的視点に基づき行財政改革に取り組みます。

### **(1) 経営的視点による事業の見直し**

市民の立場に立った効率的で効果的な行政サービスを提供するため、スピードやコスト意識、費用対効果の検証の徹底、ICT※（情報通信技術）技術を活用した電子自治体の構築など、行政サービスの向上に努めるとともに、将来に過大な負担を残すことのない行財政基盤の確立を目指します。

また、市の事業で民間委託や指定管理者制度※の活用等によって効果が期待できるものは、積極的かつ計画的に民間活用を推進します。

### **(2) 効率的で質の高い組織体制づくり**

市民ニーズの多様化・高度化により行政課題が複雑化している一方、職員が減少している中で、職員は改めて行政の役割を再認識し、市民に対する説明責任を果たすことや目的意識、コスト意識を持つことが求められています。

限られた人材で新たな課題を克服し、効率的な行政運営を進めていくためには、職員一人ひとりの意識改革や職務遂行能力の向上が必要です。様々な研修を通じて職員の人材育成に努めるとともに、人事考課制度※の充実を図ります。

また、市民のニーズに応えられる柔軟な組織・機構の見直しを図り、簡素で効率的な組織体制を目指します。

### **(3) 市民との協働によるまちづくりの推進**

地域主権※改革が進む中、地方自治体は自らの判断と責任において、地域の特性を生かした個性豊かなまちづくりを進めていく必要があります。

また、まちづくりなどの幅広い分野において、NPO 法人やボランティア団体などによる活動が近年、急速に活発化してきています。

よりよい地域づくりを推進していくために、市民と行政が緊密かつ良好なパートナーシップを構築し、それぞれの特性や能力を生かしながら、補完し合い、協力できる環境づくりを推進します。

そのためにも、市民協働のための指針を早急に策定し、「協働のまちづくり」の視点に立ち、地域活動の核となる町内会機能の充実や、NPO 法人をはじめとする多様な団体と行政の連携強化に取り組み、市民と一体となったまちづくりを目指します。

## 7 推進期間

行財政改革大綱は、平成 24 年度から平成 28 年度までの 5 年間とします。

		H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28
第 1 次五泉市 総合計画	基本構想	← 基本構想(10年) →									
	基本計画	← 前期基本計画(5年) →					← 後期基本計画(5年) →				
	実施計画	← 3年計画でローリング方式により毎年度見直し →									
五泉市行財政改革大綱		← (5年) →									
五泉市集中改革プラン		← (5年) →									
第 2 次五泉市行財政改革大綱							← (5年) →				
五泉市行財政改革実行プログラム							← (5年) →				

## 8 大綱の改定

行財政改革大綱については、社会経済状況等の変化や具体的な実施項目の進捗状況等に的確に対応するため、行財政改革大綱の推進期間中であっても、必要に応じ改定を行います。

## 9 行財政改革の推進体制

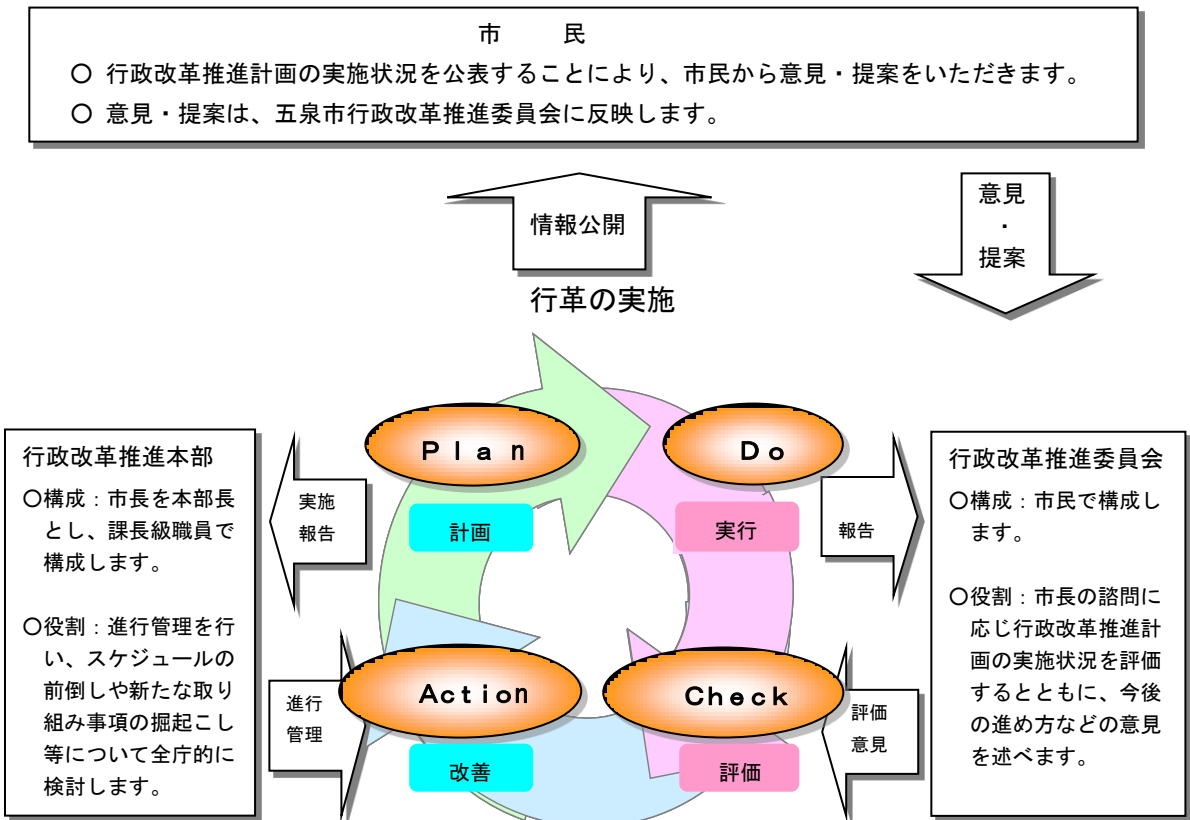
行財政改革大綱の実施にあたっては、五泉市行政改革推進本部が中心となり全庁をあげて行財政改革の推進を図ります。

また、適切な進行管理に努めるとともに、実効あるものとするため、進捗状況を、五泉市行政改革推進委員会に報告し、その意見や助言を参考にしながら行政改革を着実に推進していくため、計画（Plan）、実行（Do）、評価（Check）、改善（Action）※というサイクルのもと、市民と行政が協働して計画を推進していきます。

住民参画の視点：広報や市のホームページ等により行政改革の状況を報告するとともに、広く意見を提案していただく機会を設けます。

庁内推進体制：事務局は企画政策課が所管しますが、職員が主体性を持って推進するため、五泉市行政改革推進本部設置規則に基づき、必要に応じて部会を設置します。

### ※ 推進体制



○ 毎年、「計画（Plan）・実行（Do）・評価（Check）・改善（Action）」のサイクルのもと、事業の推進を図ります。



## 第2章：五泉市行財政改革実行プログラム

### 1 計画の位置づけ

五泉市行財政改革実行プログラム（以下「実行プログラム」という。）は行財政改革大綱に基づき、平成24年度から平成28年度までの5年間の取り組み内容を定めています。

### 2 計画期間中の財政収支見込

#### 【歳入】

（単位：百万円、％）

年 度 区 分	過去5カ年の決算 (H19～H23年度)		計画期間 (H24～H28年度)		
	決算額	構成比	推計額	構成比	対比
市税	26,070	25.0	24,500	24.2	94.0
地方交付税	33,102	31.8	34,549	34.1	104.4
国・県支出金	15,291	14.7	14,665	14.5	95.9
市債	11,677	11.2	12,311	12.1	105.4
その他	17,977	17.3	15,380	15.2	85.6
合計	104,117	100.0	101,405	100.0	97.4

#### 【歳出】

（単位：百万円、％）

年 度 区 分	過去5カ年の決算 (H19～H23年度)		計画期間 (H24～H28年度)		
	決算額	構成比	推計額	構成比	対比
義務的経費	46,495	45.4	46,766	46.4	100.6
人件費	22,352	21.9	19,625	19.5	87.8
扶助費	12,122	11.9	14,500	14.4	119.6
公債費	12,021	11.8	12,641	12.5	105.2
投資的経費	13,595	13.3	12,464	12.4	91.7
その他の経費	42,220	41.3	41,663	41.3	98.7
合計	102,310	100.0	100,893	100.0	98.6

(注)1 普通会計※ (注)2 表示未満四捨五入のため、積み上げと合計が一致しない場合がある。

(注)3 過去5カ年間の決算額のうち、H23年度は見込額。

### 3 改革の目標

行財政改革大綱を実効性のあるものとするため、以下の改革目標を掲げ実行プログラムを実施します。

- 「4 計画の体系」に掲げる重点項目と主要方策、実施項目を実施し、財政収支の更なる改善に取り組みます。
- 実質公債費比率<sup>※</sup>の指標が、地方債許可団体<sup>※</sup>となる18%以上とならないよう、計画期間中の地方債<sup>※</sup>の新規発行を抑制します。
- 平成28年度以降の普通交付税<sup>※</sup>の減額にそなえ、平成28年度における財政調整基金<sup>※</sup>残高を、適正額とされる標準財政規模<sup>※</sup>の10%（約13億円）以上とします。

### 4 計画の体系

行財政改革大綱に掲げた基本的な視点を踏まえて、以下の6つの重点項目と主要方策、実施項目を推進していきます。

- I. 事務事業の再編・整理等の推進
- II. 民間委託等の推進
- III. 組織・機構の見直しと人材育成
- IV. 給与の適正化
- V. 地方公営企業、その他の特別会計等の見直し
- VI. 歳入増加策

重点項目	主要方策	実施項目	
I. 事務事業の再編・整理等の推進	1. 財政面を考慮した総合計画の策定	総合計画「後期基本計画」の策定 行政評価による進行管理	
	2. 行政評価システムを活用した事務事業の徹底した見直し	行政評価システム活用の研究 行政評価システムの実施	
	3. 補助金・負担金の見直し	運営費補助金の見直し 負担金の見直し 補助金の期間設定	
	4. 補助団体の統合	補助団体の統合	
	5. 入札制度の見直し	入札制度の見直し	
	6. 施設の全般的な見直し	施設配置の見直し	
	7. 内部事務の見直し	IT化の検討・研究	
	8. 電算委託経費の適正化	電算委託経費の調査 外部専門家の活用	
	9. ごみ処理有料化の検討	指定ごみ袋等の有料化	
II. 民間委託等の推進	1. 指定管理者制度の活用	指定管理者制度の活用	
	2. 使用料等の徴収業務委託の検討	使用料等の徴収業務委託の検討	
	3. 給食調理業務等の委託	給食調理業務等の委託	
	4. 業務の民間委託等の推進	外部委託指針の策定 外部委託の推進	
	5. 保育園の効率的運営の推進	保育園運営基本計画の実施	
III. 組織・機構の見直しと人材育成	1. 組織・機構改革の見直し	本庁・支所の業務の見直し 本庁・支所組織の再編、見直し	
	2. 人材育成の推進	人材育成基本方針の実施 職員研修の実施	
	3. 人事考課制度の活用	人事考課制度の活用 昇給及び昇格等に反映	
	4. 職員提案制度の活用	職員提案制度の活用	
IV. 給与の適正化	1. 給与水準の見直し	人事院勧告や県人事委員会勧告による給与改定 級別職務分類表に基づく適正な格付け 人事評価による昇格制度の運用	
	1. 水道事業経営の健全化	水道料金の見直し 民間的経営手法の検討	
	2. 下水道事業経営の健全化	下水道使用料の見直し	
V. 地方公営企業、その他の特別会計等の見直し	3. 簡易水道事業経営の健全化	水道料金の見直し	
	4. 一部事務組合の改革	民間的経営手法の導入 一部事務組合事務部門の統合	
	VI. 歳入増加策	1. 市税等の収納率の向上	課税客体の適正な把握 公金収納の多様化 滞納整理体制の強化
		2. 受益者負担の見直し	受益者負担の見直し
3. 市有財産の有効活用		売却の推進と貸付料の見直し 職員駐車場使用料の見直し 行政財産の有償貸付の推進	
4. 企業誘致の推進		誘致活動の実施	
5. 新たな財源の確保		広報紙等への有料広告掲載	

## 5 取り組み項目

### I. 事務事業の再編・整理等の推進

限られた財源の中で、新たな行政課題や複雑・多様化する市民の行政ニーズに的確に対応していくためには、職員一人ひとりが事業の目的・効果を明確にし、コスト意識を持って、より効果的・効率的な予算執行にあたる必要があります。

そこで、行政評価システム※を活用し、市が実施する全施策及び全事務事業を対象として定期的かつ継続的に実施結果の検証を行うとともに、課題を明らかにし、今後の方向性を検討します。

#### ○ 事務事業の見直し

市が行う事務事業については、効果的・効率的な運営に努めコスト縮減に取り組む必要があります。

新たな行政需要や多様化する市民ニーズに柔軟に対応していくためには、行政評価システム※を活用し、計画(Plan)・実行(Do)・評価(Check)・改善(Action)というマネジメントサイクルを定着させ事業の選択と集中を図るとともに、事務事業全般にわたり行政と民間の役割分担のあり方、受益と負担の公平確保、費用対効果など、幅広い角度から精査し事務事業の再編・整理や廃止・統合も含めた整理合理化に努めます。

<b>I - 1</b>	<b>財政面を考慮した総合計画の策定</b>					
所管課	企画政策課					
実施方針	総合計画「後期基本計画」の策定においては、成果指標を設けるとともに、財政シミュレーションに基づいた実効性のある計画とします。					
期待効果	総合計画の進行管理が図られ、予算編成にも反映されます。					
実施項目	H24	H25	H26	H27	H28	H29以降
総合計画「後期基本計画」の策定	実施					
行政評価による進行管理	継続実施	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒



<b>I - 2</b>	<b>行政評価システムを活用した事務事業の徹底した見直し</b>					
所管課	全課					
実施方針	事務事業評価、施策評価を実施し、予算編成への活用や総合計画の進行管理を図るとともに、職員のコスト意識を高め一般行政経費の削減に努めます。					
期待効果	<p>予算編成との連携により、「事務事業の再編整理」、「行政の説明責任や透明性の確保」、「総合計画の進行管理」、「次年度の重点施策の立案」等への活用が図られます。</p> <p>また、行政評価システム※の実施により、事務事業の再編・整理等が図られるとともに、経常経費※の削減や、必要性・効果性の高い事業への財源投入、新規行政課題への対応が図られます。</p>					
実施項目	H24	H25	H26	H27	H28	H29以降
行政評価システム※活用の研究	研究	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒
行政評価システム※の実施	継続実施	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒

<b>I - 3</b>	<b>補助金・負担金の見直し</b>					
所管課	企画政策課、財政課					
実施方針	補助期間の設定などにより、補助金の効果的な執行を図ります。					
期待効果	市民団体等の主体性と自立意識の向上により、市民との協働のまちづくりが図られます。					
実施項目	H24	H25	H26	H27	H28	H29以降
運営費補助金の見直し	継続実施	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒
負担金の見直し	検討	⇒	団体説明	実施	⇒	⇒
補助金の期間設定	継続実施	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒

<b>I - 4</b>	<b>補助団体の統合</b>					
所管課	関係所管課、財政課、企画政策課					
実施方針	旧市町にある共通の目的を持った団体等については、組織の統合を働きかけていきます。					
期待効果	団体運営基盤の強化及び事務の効率化が図られ、補助金等の経費の削減が見込まれます。					
実施項目	H24	H25	H26	H27	H28	H29以降
補助団体の統合	団体説明	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒

<b>I - 5</b>	<b>入札制度の見直し</b>					
所管課	財政課					
実施方針	建設工事等の入札について、最低制限価格制度※の改正や総合評価方式※の導入により施行品質を確保するとともに、請負業者の地域貢献を義務付けることで総合的に施策の効果を高めます。					
期待効果	入札における透明性・公平性の確保が図られます。					
実施項目	H24	H25	H26	H27	H28	H29以降
入札制度の見直し	継続実施	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒

<b>I - 6</b>	<b>施設の全般的な見直し</b>					
所管課	企画政策課、施設所管課					
実施方針	本市のまちづくり全体の観点から、公の施設に関する分析調査を行い、管理運営のあり方（指定管理者・民営化など）や施設の大規模改修、建替えに併せた適正配置などを総合的に検討します。					
期待効果	適切な施設利用・配置が図られるとともに、施設管理・運営経費の削減と市民サービスの向上が図られます。					
実施項目	H24	H25	H26	H27	H28	H29以降
施設配置の見直し	継続実施	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒

<b>I - 7</b>	<b>内部事務の見直し</b>					
所管課	企画政策課、総務課					
実施方針	内部事務の更なる ICT※（情報通信技術）化により、事務処理の迅速化、情報の共有化など業務の効率化を図り、適正な人員配置などの見直しを進めます。 市役所を訪れなくても、インターネットを活用した情報提供、電子申請等が利用できる効率的なサービス提供を進めます。					
期待効果	ICT※（情報通信技術）の活用による内部事務の見直しにより、経常経費※の削減と、市民の利便性の向上が図られます。					
実施項目	H24	H25	H26	H27	H28	H29以降
ICT※化の検討・研究	検討・研究	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒

<b>I - 8</b>	<b>電算委託経費の適正化</b>					
所管課	企画政策課					
実施方針	電算システム※については、システム棚卸を行い、外部の専門家も活用しながらシステムの最適化に努めます。					
期待効果	システムの最適化により、経費の削減が図られます。					
実施項目	H24	H25	H26	H27	H28	H29以降
電算委託経費の調査	継続実施	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒
外部専門家の活用	随時実施	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒

<b>I - 9</b>	<b>ごみ処理有料化の検討</b>					
所管課	環境保全課					
実施方針	ごみの排出量の抑制や再利用・再資源化の推進、排出量に応じた負担の公平化及び市民の意識改革を進めるため、ごみ処理有料化の検討を行います。					
期待効果	市民のごみ減量化に対する意識が高まり、ごみの発生抑制・減量化が図られます。					
実施項目	H24	H25	H26	H27	H28	H29以降
指定ごみ袋等の有料化	検討	⇒	⇒	試行	実施	⇒

## II. 民間委託等の推進

行政運営の効率化、民間活力の有効活用、市民サービスの向上等を図るため、内部管理事務や定型的な業務を含めたすべての業務について見直し、民間委託が適当と判断された業務は、積極的に民間委託を推進します。

### ○ 指定管理者制度※の活用

市民サービスを最も効率的、効果的に提供するためには、行政と民間の役割分担を見直し、民間委託が適当な事業については、市民サービスの維持向上等が図られることに留意しつつ、積極的に民間委託を推進します。

<b>II-1</b>	<b>指定管理者制度の活用</b>					
所管課	施設所管課、財政課					
実施方針	指定管理者制度※に移行することで効果が見込まれる施設については、積極的に制度の導入を図ります。					
期待効果	民間事業者等の能力活用により、施設の設置目的をより効果的に達成することが期待できるとともに、施設管理・運営経費の削減が図られます。					
実施項目	H24	H25	H26	H27	H28	H29以降
指定管理者制度※の活用	継続実施	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒

<b>II-2</b>	<b>使用料等の徴収業務委託の検討</b>					
所管課	関係所管課					
実施方針	使用料等の徴収業務の民間委託の推進など、徴収方法の拡大を検討していきます。					
期待効果	徴収方法の多様化により、収納率の向上が図られます。					
実施項目	H24	H25	H26	H27	H28	H29以降
使用料等の徴収業務委託の検討	検討	方針決定	⇒	⇒	⇒	⇒

<b>II-3</b>	<b>給食調理業務等の委託</b>					
所管課	学校教育課、こども課					
実施方針	給食調理業務等について、計画的に民間委託を進めます。					
期待効果	行政のスリム化、運営コストの抑制が図られます。					
実施項目	H24	H25	H26	H27	H28	H29以降
給食調理業務等の委託	実施	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒

<b>Ⅱ-4</b>	<b>業務の民間委託等の推進</b>					
所管課	企画政策課、総務課					
実施方針	<p>行政が行っていた事業についての見直しを行い、民間で行うことが可能で効果的なものについては、職員数と業務のバランスにも配慮しながら、積極的に民営化、民間委託の検討を進めていきます。</p> <p>また、委託内容やその方法について見直しを進めていきます。</p>					
期待効果	<p>業務の民間委託の推進により、行政運営の経費削減、行政資源の有効活用が行われ住民サービスの向上が図られます。</p> <p>委託内容等の見直しにより、委託料の削減が図られます。</p>					
実施項目	H24	H25	H26	H27	H28	H29以降
外部委託指針の策定	調査	策定				
外部委託の推進			実施	⇒	⇒	⇒

<b>Ⅱ-5</b>	<b>保育園の効率的運営の推進</b>					
所管課	こども課					
実施方針	<p>策定した五泉市保育園運営基本計画に基づき、保育サービスの拡充、施設の統合及び民営化等を進めていきます。</p>					
期待効果	<p>施設の統合や拠点方式、民間活力の導入により、行政運営の経費削減や効率化が図られます。</p>					
実施項目	H24	H25	H26	H27	H28	H29以降
保育園運営基本計画の実施	継続実施	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒

### Ⅲ. 組織機構の見直しと人材育成

旧大綱等では、事務事業量に応じた職員の適正配置を進めるとともに、退職者の不補充や新規採用職員の抑制等を行った結果、平成 23 年 4 月 1 日現在の職員数は 567 人で、策定時の削減目標 584 人を大きく上回る成果をあげています。

また、合併時（平成 18 年 1 月 1 日）の職員数 643 人と比べると 76 人、11.3%の減となっており、職員数は年々減少しています。

このため、行財政改革大綱ではより効率的で質の高い行政サービスの提供を目指して、職員の能力開発と人材育成による組織力の向上に重点を置くとともに、可能な分野から積極的に民間委託を進めるなど行政運営の更なる効率化を進めることにより、職員数の適正化に取り組めます。

#### ○ 組織・機構改革の検討・実施

複雑多様化する市民ニーズに対応できる、弾力的かつ横断的な組織体制を目指します。また、組織の簡素効率化を基本に、行政需要に即応した組織・機構への見直しを行います。

地域の拠点としての支所の役割、機能などを検証し、市民の利用形態や利便性を踏まえ、市民サービスの低下を招かず、市民の理解が得られるような体制への見直しを行います。

#### ○ 人材育成の推進

政策立案や法制執務能力など地方分権に対応できる職員を養成するため、人材育成基本方針を見直し、職員研修を充実させるとともに専門的な知識をもった職員の育成を進めます。

#### ○ 人事考課制度<sup>※</sup>の活用

限られた人材で効率的な行政運営を進めていくためには、質の高い行政サービスの提供と新たな課題に対応できる職員の育成が必要です。

そのためには、人事考課制度<sup>※</sup>を活用して職員の資質、適性などが人事制度に適切に反映できる仕組みを構築するとともに、能力本位で適材適所の人員配置と効果的な人材育成を図ります。

<b>Ⅲ-1</b>	<b>組織・機構改革の見直し</b>					
所管課	総務課					
実施方針	複雑多様化する市民ニーズに迅速に対応するため、業務の効率化・意思決定の迅速化を図ります。また、組織の簡素効率化を基本に、行政需要に即応した組織・機構の見直しを行います。					
期待効果	組織・機構の見直しを行うことにより、市民の多様なニーズに即応した行政サービスが提供できます。また、意思決定の迅速化、責任の明確化が図られます。					
実施項目	H24	H25	H26	H27	H28	H29以降
本庁・支所の業務の見直し	継続実施	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒
本庁・支所組織の再編、見直し	継続実施	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒

<b>Ⅲ-2</b>	<b>人材育成の推進</b>					
所管課	総務課					
実施方針	職員一人ひとりの意欲の向上を図り、その能力や可能性を引き出し、組織としての総合力を高めるための人材育成に努めます。					
期待効果	多様化する行政課題への対応能力が高まり、市民ニーズに柔軟に対応できる組織づくりが図られます。					
実施項目	H24	H25	H26	H27	H28	H29以降
人材育成基本方針の実施	継続実施	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒
職員研修の実施	継続実施	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒

<b>Ⅲ-3</b>	<b>人事考課制度の活用</b>					
所管課	総務課					
実施方針	年功的な処遇を改め、職員の勤務実績、能力等を一定の評価基準で評価する人材育成型の人事考課制度※の活用を図ります。また、評価結果を処遇（勤勉手当・昇給等）に反映させていきます。					
期待効果	職員の資質向上と志気の高揚を図り、公務能率の向上が見込まれます。また、評価結果を昇給・昇格等各種処遇に反映させることにより、公平で公正な処遇を行うことが可能となり組織の活性化が図られます。					
実施項目	H24	H25	H26	H27	H28	H29以降
人事考課制度※の活用	継続実施	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒
昇給及び昇格等に反映	検討	⇒	⇒	実施	⇒	⇒

Ⅲ-4	職員提案制度の活用					
所管課	企画政策課					
実施方針	財政健全化に向けた改革改善案など、職員提案制度を活用し職員の市政参画意欲の高揚を図ります。					
期待効果	職員提案制度の活用により、職員一人ひとりが行財政改革の意識を持つことに繋がります。					
実施項目	H24	H25	H26	H27	H28	H29以降
職員提案制度の活用	継続実施	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒



#### IV. 給与の適正化

これまでも国家公務員の給与制度に準拠することを基本に、毎年行なわれる人事院勧告や県人事委員会勧告に基づき、給料表の改定、退職時特別昇給の廃止、退職手当支給率や特殊勤務手当の見直しなど給与の適正化に取り組み、定員管理の適正化と併せ、人件費の総額抑制に努めてきました。

今後も、現在議論されている国家公務員の制度改革などとの整合性を取りながら、本市の事業運営規模に合った給与制度への見直しを図っていきます。

##### ○ 給与水準の見直し

平成 18 年度から、国家公務員の給与制度を抜本的に改革する給与構造改革が実施され、本市も人事院勧告や県人事委員会勧告に基づき、給料表の改定、退職時特別昇給の廃止、退職手当支給率や特殊勤務手当の見直しなどを行ってきました。

今後も人事院勧告や県人事委員会勧告などの現行制度の枠内で実施可能な方策を検討し、「ラスパイレス指数※」等他市の状況も勘案しながら、職員手当も含めた適正な給与体系の確立を進めます。

IV-1 給与水準の見直し							
所管課	総務課						
実施方針	人事院勧告、県人事委員会勧告や県内のラスパイレス指数※を基準に、適正な給与水準の維持に努めます。また、級別職務分類表の適正な運用を行い、人事評価による昇格制度への移行を図ります。						
期待効果	人事院勧告や県人事委員会勧告を準拠することで、人件費の適正化が図られます。						
実施項目	H24	H25	H26	H27	H28	H29 以降	
人事院勧告や県人事委員会勧告による給与改定	継続実施	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	
級別職務分類表に基づく適正な格付け	継続実施	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	
人事考課による昇格制度の運用	検討	⇒	⇒	実施	⇒	⇒	

## V. 地方公営企業、その他の特別会計等の見直し

地方公営企業<sup>※</sup>の公共性と効率性の両面の観点を踏まえて、効果的・効率的な運営に努めコスト縮減に取り組むとともに、料金体系、使用料の見直しなども含めた収入の確保に努めます。

また、民間の経営管理手法の導入についても検討し、一層の経営の効率化を推進します。

### ○ 地方公営企業の健全化

現在国において、地方公営企業<sup>※</sup>会計制度の見直しが進んでいます。

現行の企業会計原則の考え方を取り入れることなど、今後は進められている制度改革などとの整合性を取りながら、より一層計画的で効率的な事業運営に努めます。

### ○ 特別会計の見直し

特別会計<sup>※</sup>（国民健康保険特別会計、介護保険特別会計）については、各会計の設置目的、性格を踏まえつつ事業の運営方法の改善を図るとともに、受益者負担の適正化などにより経営の健全化に向けた取り組みを推進します。

### ○ 一部事務組合の改革

組合構成市町との協議を進め、組合運営の自立化・効率化による市の財政関与の縮減に取り組めます。

<b>V-1</b>	<b>水道事業経営の健全化</b>					
所管課	上下水道局					
実施方針	<p>策定した「五泉市水道事業統合計画」「五泉市水道ビジョン」に基づき、水道料金の統一と見直を図るとともに、H28年度までに簡易水道<sup>※</sup>との経営統合を行います。</p> <p>また、業務の効率化とコスト縮減を目的に民間委託の検討を進めていきます。</p>					
期待効果	水道事業の安定的・計画的な経営が図られるとともに、経常経費 <sup>※</sup> の削減が図られます。					
実施項目	H24	H25	H26	H27	H28	H29以降
水道料金の見直し	検討	実施	⇒	⇒	⇒	⇒
民間的経営手法の検討	検討	⇒	方針決定	⇒	⇒	⇒

<b>V-2</b>	<b>下水道事業経営の健全化</b>					
所管課	上下水道局					
実施方針	<p>現行水準の下水道使用料では、経常経費を賄うことができない状況となっています。</p> <p>下水道事業の経営健全化に関する施策に基づき、経営の安定化を図り、下水道使用料の見直しについては引き続き検討を行います。</p>					
期待効果	下水道事業の安定的・計画的な経営が図られるとともに、自主財源の確保が図られます。					
実施項目	H24	H25	H26	H27	H28	H29以降
下水道使用料の見直し	検討	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒

<b>V-3</b>	<b>簡易水道事業経営の健全化</b>					
所管課	上下水道局					
実施方針	<p>策定した「五泉市水道事業統合計画」「五泉市水道ビジョン」に基づき、水道料金の統一と見直を図るとともに、H28年度までに上水道との経営統合を行います。</p>					
期待効果	事業統合することにより、経常経費*の縮減や安定給水が図られます。					
実施項目	H24	H25	H26	H27	H28	H29以降
水道料金の見直し	検討	実施	⇒	⇒	⇒	

<b>V-4</b>	<b>一部事務組合の改革</b>					
所管課	企画政策課					
実施方針	<p>組合の管理運営に関する分析調査を行い、組合構成市町との協議を進め、指定管理者制度*や民間委託等の民間的経営手法の導入により組合運営の効率化を目指します。</p> <p>また、組合構成市町との調整を行い、各事務組合管理部門の一元化を図り、事務の効率化と職員数の削減を進めます。</p>					
期待効果	組合運営の効率化により、市町村負担金の削減が図られます。					
実施項目	H24	H25	H26	H27	H28	H29以降
民間的経営手法の導入	検討	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒
一部事務組合事務部門の統合	検討	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒

## VI. 歳入増加策

現行のサービス水準を安定的に確保するとともに、より質の高い事業を展開するため、健全な財政運営による弾力性のある財政基盤の確立を図ります。

そのためには、歳出の削減と同時に、歳入の確保も行っていく必要があります。その中で、公共施設などについての受益と負担の公平性を確保するための施設利用料等の見直しや、市税等の徴収率の向上、遊休市有財産の利活用などを行っていきます。

### ○ 歳入の確保

自主財源である市税、使用料や手数料等の確保に努めるとともに、受益者負担の適正化の観点から見直し等を行います。

さらに、未利用市有財産の貸与等の有効活用を図ります。

<b>VI-1</b>	<b>市税等の収納率の向上</b>					
所管課	税務課、関係所管課					
実施方針	<p>市税等の課税客体の適正な把握に努め、収納の確保対策について目標数値を設定して、収納率の向上を図ります。</p> <p>現年度課税分については、口座振替制度の推進・継続や公金収納の多様化などにより、前年度対比0.3ポイントの向上を目指します。</p> <p>低迷している滞納繰越分については、新規滞納発生を防止するとともに、滞納整理体制の強化、新潟県地方税徴収機構との連携などにより、滞納整理の一層の推進を図ります。</p>					
期待効果	自主財源の確保とともに、税負担の公平性が図られます。					
実施項目	H24	H25	H26	H27	H28	H29以降
課税客体の適正な把握	継続実施	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒
公金収納の多様化	検討	⇒	実施	⇒	⇒	⇒
滞納整理体制の強化	継続実施	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒

<b>VI-2</b>	<b>受益者負担の見直し</b>					
所管課	施設所管課、企画政策課					
実施方針	公の施設に関する分析調査を行い、受益者負担のあり方について総合的に検討し、負担の見直しを図ります。					
期待効果	受益者負担の公平性の確保とともに、自主財源の確保が図られます。					
実施項目	H24	H25	H26	H27	H28	H29以降
受益者負担の見直し	検討	実施	⇒	⇒	⇒	⇒

<b>VI-3</b>	<b>市有財産の有効活用</b>					
所管課	市有財産所管課					
実施方針	<p>普通財産※の仕分を進め、売却が適当である財産は売却を進め、維持管理を継続すべき財産のうち、貸付が可能なものについては、貸付料の見直しを図ります。</p> <p>また、行政財産※について、その用途又は目的を妨げない限度において、有償貸付を進めます。</p>					
期待効果	資産効率の向上とともに、自主財源の確保が図られます。					
実施項目	H24	H25	H26	H27	H28	H29以降
売却の推進と貸付料の見直し	実施	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒
職員駐車場使用料の見直し	継続実施	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒
行政財産※の有償貸付の推進	検討	実施	⇒	⇒	⇒	⇒

<b>VI-4</b>	<b>企業誘致の推進</b>					
所管課	商工観光課					
実施方針	<p>村松第二工業団地の売却可能面積は10,890㎡あります。</p> <p>公害のない産業を選び、企業誘致に向けて積極的に働きかけを行います。</p>					
期待効果	雇用の創出と市税の増収が図られます。					
実施項目	H24	H25	H26	H27	H28	H29以降
誘致活動の実施	継続実施	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒

<b>VI-5</b>	<b>新たな財源の確保</b>					
所管課	総務課、企画政策課、関係所管課					
実施方針	<p>広報「ごせん」や市ホームページなどへの企業広告の掲載、封筒の空きスペースを利用した有料広告の掲載、施設命名権の財源化等、新たな広告料収入の確保を図ります</p>					
期待効果	新たな広告料収入により、自主財源の確保が図られます。					
実施項目	H24	H25	H26	H27	H28	H29以降
広報紙等への有料広告掲載	継続実施	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒

用語集（本文中の※印について解説）

	用 語	解 説
アルファベット	ICT	Information & Communication Technology の略。情報通信技術を表す言葉で、日本では IT が同義語が使われているが、国際的には IT にコミュニケーションを加えた ICT が一般的に使われている。
	PDCA サイクル	Plan（計画）-Do（実行）-Check（評価）-Action（見直し）のサイクルで事業の継続的改善を図ること。
か	簡易水道	一般の需要に応じて水を供給する水道法に基づく水道のうち、計画給水人口が 101 人以上 5,000 人以下のもの。
き	義務的経費	支出することが制度的に義務づけられている経費のこと。人件費、扶助費および公債費の 3 つからなる。
	行政財産	公有財産と公共用財産の 2 種類に分けられ、前者は地方公共団体自身がその事務又は事務を執行するため直接使用することを目的とした財産であり、庁舎、議場棟、消防施設等がこれに該当する。一方、後者は住民の一般的共同使用に供することを本来の所有の目的とする財産であり、学校、図書館、公民館、市営住宅、公園等がこれに該当する。
	行政評価システム	行政の行う仕事を評価（チェック）し、その結果に基づき、より効果的で効率的な仕事に改善していく行財政改革の手法の一つ。五泉市では平成 17 年度から「効果的で効率的な行政経営」、「透明性の高い行政経営」を目的として行政評価システムを導入している。
け	経常経費	毎年度連続して固定的に支出される経費。人件費、物件費、維持補修費、扶助費、補助費等及び公債費など。
こ	公債費	地方債の元金の返済、利子の支払いに要する経費。
	高齢化率	高齢化の状態を示すものとして一般的に用いられる指標で、総人口に対する 65 歳以上人口の割合。 国連などの定義に基づき、以下のように分類されている。 高齢化率 7%～14%…『高齢化社会』 高齢化率 14%～21%…『高齢社会』 高齢化率 21%～ …『超高齢社会』
	五泉市行財政改革大綱	行政のムダを省き、歳入歳出の確保と効率的、効果的な行財政運営を行うための市の指針となる計画。 (計画期間：平成 19 年度～平成 23 年度)

	用語	解説
	五泉市集中改革プラン	行財制改革大綱で示した事項を実践するための行動計画。（計画期間：平成19年度～平成23年度）
	五泉市定員適正化計画	適正な行財政運営のために必要な職員数の確保と、職員数削減による総人件費の抑制とを、進めるための基本計画。
さ	財政調整基金	年度間の財源の不均衡を調整するために積み立てられ、予期しない税収減や災害発生等の支出増加等のために積み立てるもの。
	最低制限価格制度	落札となるべき入札価格が不当に低価格であるときは、地方公共団体が不測の損害を被る恐れや工事品質の低下が懸念される。そこで、最低落札方式の例外として、あらかじめ最低制限価格を設け、最低制限価格以上の価格で入札した者のうち最低札の者を落札者とし、最低制限価格未満で入札した者を排除する制度。
	三位一体改革	平成16年度から18年度までの3年間を一つの区切りとする、国と地方の税財政改革のことで、地方分権の推進と国の歳出削減を目的とし実施された。「国庫補助金の削減」「国から地方への税源移譲」「地方交付税の見直し」に包括的に取り組むためにこう呼ばれる。
し	実質公債費比率	平成18年4月に地方債制度が「許可制度」から「協議制度」に移行したことに伴い導入された新しい財政指標。公債費による財政負担の程度を客観的に示す指標として、実質的な公債費に費やした一般財源の額が標準財政規模に占める割合を表すもの。実質公債費比率が18%以上の団体は、引き続き地方債の発行に許可を要する。また、25%以上の団体については、実質公債費比率の区分に応じて、起債の制限を受ける。
	指定管理者制度	公の施設の管理に民間の能力を活用し、住民サービスの向上を図るとともに、経費の削減等を図ることを目的とした制度。
	新市建設計画	合併市町村のまちづくりの基本方針を定めるもので、「市町村の合併の特例に関する法律」において、合併協議会が主体となって策定する。計画は基本方針のほか、ハード・ソフトを含む新市建設の根幹となる事業、財政計画などを中心として構成する。

	用語	解説
	人事考課制度	職員一人ひとりの能力や業績を定期的・継続的に評価する人事管理制度。そこでは、「評価」を蓄積し、昇任や人事異動、職員の能力開発に活用し、職員一人ひとりに対応したきめ細やかな人事管理を目指すもの。
せ	生産年齢人口	年齢別人口のうち労働力の中核をなす 15 歳以上 65 歳未満の人口層をいう。
そ	総合評価方式	「価格」と「価格以外の要素」（施工時の安全性や環境への影響など）を総合的に評価する落札方式で、入札者が示す価格と技術提案の内容を総合的に評価し、落札者を決定する落札方式。
た	第 1 次五泉市総合計画	五泉市が策定するすべての計画の基本となる、行政運営の総合的な指針となる計画。
ち	地域主権	国と地方公共団体の関係を、対等の立場で対話のできる新たなパートナーシップの関係へと根本的に転換して、地域住民が、自ら考えその行動と選択に責任を負うという住民主体の考え方。
	地域主権戦略大綱	地域住民が自らの判断と責任で地域の諸課題に取り組めるようにする改革を実現するための指針となる国の計画。
	地域振興基金	合併後の市町村が、地域住民の連帯の強化又は、地域振興等のために設ける基金。この基金に対する積み立てのうち、特に必要と認められるものに要する経費については、合併特例債を起すことができ、その合併特例債の元利償還金の 70%について、普通交付税の措置が講じられる。
	地方公営企業	地方公共団体の経営する公益的な事業。特に地方公営企業法の適用される水道・鉄道・電気・ガス事業等をいう。
	地方交付税	地方公共団体間の財源の不均衡を調整するとともに、全国どこに住んでいる人にも、標準的な行政サービスを提供できるよう、地方公共団体の財源を保障する制度で、普通交付税と特別交付税がある。
	地方債（市債）	地方公共団体が資金調達のために負担する債務で、その返済が一会計年度を超えて行われるもの。
	地方債許可団体	地方債協議制度において、「実質公債費比率が 18%以上の地方公共団体」又は「一定以上の実質赤字額を生じた地方公共団体」となった地方公共団体。地方債許可団体になると、地方債を発行するとき総務大臣等の許可を受けなければならない。



	用語	解説
て	電算システム	同一庁内の範囲での総合的な情報システムのこと。コンピュータ・ネットワークを基本とし、多様な情報を一括して送受信したり、処理したりすることが可能。
と	投資的経費	支出が資本形成に向けられるもので、各種社会資本整備など、支出の効果が長期にわたる経費。普通建設事業費、災害復旧事業費および失業対策事業費の3つからなる。
	特別会計	特定の事業を行う場合または特定の収入で事業を行う場合に、経理を他の会計と区別する必要があるため、法律や条例に基づいて設置しているもの。
ひ	ひも付き補助金	「国庫補助金」「国庫負担金」「国庫委託金」等の、国が用途を定めている国庫支出金の総称。
	標準財政規模	その地方公共団体の標準的な状態で通常収入が見込まれる一般財源の規模を示す指標。
ふ	扶助費	生活保護法、児童福祉法、老人福祉法、身体障害者福祉法、知的障害者福祉法などの法令に基づいて支出する経費。地方公共団体独自の支出も含む。
	普通会計	地方公共団体間の比較が可能となるように地方財政統計上統一的に用いられる会計区分。
	普通建設事業費	道路、橋りょう、学校、公園など各種社会資本の新增設事業を行う際に、必要な経費をいう。
	普通交付税	合理的基準によって算定したあるべき一般財源所要額（基準財政需要額）が、あるべき税収入（基準財政収入額）を超えた額（財源不足額）を基礎として交付されるもの。
	普通財産	行政財産以外の一切の公有財産を指し、直接行政目的に使用されるものではなく、普通地方公共団体が一般私人と同じ立場で保有し、その経済価値を発揮させるために管理する財産。
	物件費	人件費、維持補修費、扶助費、補助費等以外の地方公共団体が支出する消費的性質を持つ経費の総称。具体的には、旅費や消耗品費、機器等の賃借料、備品購入費、委託料等。
ほ	補助費	各種団体に対する助成金や交付金、負担金等の総称。
ら	ラスパイレス指数	給与水準の比較に用いられ、国家公務員の給与水準を100とした場合の地方公務員の給与水準を指数で示したものの。